コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　AIZAWA SECURITIES CO., LTD.

最終更新日：2016年7月1日
藍澤證券株式会社
代表取締役社長 藍澤基彌
問合せ先：03-3272-3111
証券コード：8708
http://www.aizawa.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、最良のコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を定め、ホームページに公表しております。
http://www.aizawa.co.jp/documents/company/corporate_governance/policy.pdf

1．当社は、金融商品取引業者としての企業の社会的責任を深く自覚し、企業価値の向上を目指すとともに、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでまいります。

2．当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、法令順守の徹底、経営の効率化とともに、経営の透明性を確保することによって、実効性の高いコーポレート・ガバナンスを実現することが重要であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。
（1）株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
（2）株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
（3）会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
（4）独立社外役員が中心的な役割を行う仕組み（取締役会の構成、指名報酬諮問委員会の設置、監査役と社外取締役の連携を目的とした会議の開催等）を構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実行化する。
（5）中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

[原則4-2]
当社は、業務執行責任者である業務執行取締役および執行役員からの提案活動は、会社の活性化や持続的な成長を確保するためには不可欠なものと認識し、取締役会や各取締役への提案は随時受け入れることとしております。
また、取締役会はそれらに対して独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、取締役会において承認された提案内容の実行は、各業務を担当する業務執行取締役および執行役員が中心となり、その実行責任を担っています。
取締役（社外取締役を除く）および執行役員の報酬は、各役位に応じて定められる基本報酬（月次・定額）と、各事業年度の経常利益を指標とし業績に応じて定められる賞与（年次・業績連動）としております。
各取締役は、役員持株会への加入や株式の保有を通じて中長期的な会社の業績と企業価値向上を意識した経営を行っておりますが、更なる意識の高揚を目的とし、経営陣取締役および執行役員の報酬について他のインセンティブについても適宜検討を行ってまいります。

[補充原則4-2-1]
取締役（社外取締役を除く）および執行役員の報酬は、各役位に応じて定められる基本報酬（月次・定額）と、各事業年度の経常利益を指標とし業績に応じて定められる賞与（年次・業績連動）としております。取締役および執行役員の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう他のインセンティブについても適宜検討し、また、報酬水準や報酬形態およびその割合について定期的に見直しを行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1-4]
当社の上場株式の政策保有に関する方針および政策保有株式に係る議決権行使基準については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第3条に定め、ホームページに公表しております。
http://www.aizawa.co.jp/documents/company/corporate_governance/policy.pdf

[原則1-7]
当社の関連当事者間取引の手続きの枠組みについては、ホームページに公表しております「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第6条をご参照ください。
http://www.aizawa.co.jp/documents/company/corporate_governance/policy.pdf

[原則3-1（1）]
当社の経営理念や経営戦略については、当社ホームページ、決算説明資料、会社案内等にて公表しております。
http://www.aizawa.co.jp/company/basic_strategy/index.html

[原則3-1（2）]
当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、ホームページに公表しております「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」をご参照ください。
http://www.aizawa.co.jp/documents/company/corporate_governance/policy.pdf

[原則3-1(3)]
取締役および執行役員の報酬については、各役位に応じて定められる基本報酬(月次・定額)と、各事業年度の経常利益を指標とし業績に応じて定められる賞与(年次・業績連動)としています。各取締役の報酬については、株主総会でご承認いただいた年額報酬枠の範囲内で、上記の方針に基づき、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬諮問委員会の諮問を経て、取締役会の決議により決定します。また、執行役員の報酬については、取締役に準じて処遇します。

[原則3-1(4)]
当社取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続きについては、ホームページに公表しております「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第13条をご参照ください。
http://www.aizawa.co.jp/documents/company/corporate_governance/policy.pdf

[原則3-1(5)]
当社は、取締役及び監査役候補者の選任理由について株主総会招集通知参考書類に記載しております。
(参考:第96期定時株主総会招集通知から取締役・監査役候補者の選任理由を記載しております。)

[原則4-1-1]
当社の経営陣に対する委任の範囲の概要については、ホームページに公表しております「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第9条第2項をご参照ください。
http://www.aizawa.co.jp/documents/company/corporate_governance/policy.pdf

[原則4-8]
当社は、独立社外取締役2名を選任しております。独立社外取締役は、取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見を行うことで、実効性の高い経営の監督体制を確保し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与しております。
また、独立社外取締役2名は指名報酬諮問委員会の委員であり、取締役の評価や選任等に対して適切に関与・助言することを可能としており、公正で透明性の高い取締役の選任・評価手続き体制を構築しております。

[原則4-9]
当社の独立社外取締役および独立社外監査役の独立性判断基準については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」別紙に定め、ホームページに公表しております。
http://www.aizawa.co.jp/documents/company/corporate_governance/policy.pdf

[補充原則4-11-1]
当社の取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第13条第2項に定め、ホームページに公表しております。
http://www.aizawa.co.jp/documents/company/corporate_governance/policy.pdf

[補充原則4-11-2]
社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼任については合理的範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、定時株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示しております。

[補充原則4-11-3]
当社は、取締役及び監査役を対象に平成27年度における取締役会の実効性に関する自己評価を行い、取締役会事務局が評価結果を集計した上で、取締役会において取締役会全体の実効性の分析・評価を行いました。その結果、取締役会の構成、運営、資料、審議、責務においてそれぞれ適切に行われ、かつ効果的であるものと判断いたしました。
本評価を踏まえ、今後も継続して取締役会の実効性向上を図ってまいります。

[補充原則4-14-2]
当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、取締役および監査役の知識や能力の向上を図っています。取締役、監査役に対し、必要な知識の習得や適切な知識の更新等のために外部セミナーへの参加を推奨するとともに、取締役・監査役を対象とした研修を実施いたします。なお、外部セミナーへの参加費用は、取締役、監査役の請求等により、社内規程に基づき当社にて負担しています。

[原則5-1]
当社の株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針については、ホームページに公表しております「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第20条をご参照ください。
http://www.aizawa.co.jp/documents/company/corporate_governance/policy.pdf

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藍澤基彌	2,459,395	4.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,636,700	3.30
株式会社アイザワ	1,603,400	3.23
鈴木啓子	1,480,000	2.98

GOLDMAN, SACHS & CO.REG	1,156,900	2.33
株式会社みずほ銀行	1,042,148	2.10
株式会社山三企画	1,037,697	2.09
三井住友信託銀行株式会社	1,018,000	2.05
株式会社野村総合研究所	1,000,000	2.01
東京企業株式会社	943,307	1.90

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋　厚男	他の会社の出身者											
徳岡　國見	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋　厚男	○	―――	高橋氏は昭和39年に大蔵省(現財務省)に入省し、平成3年に大蔵省官房審議官（銀行局担当）、平成5年に関税局長、平成10年に日本証券業協会常務理事・専務理事・副会長、平成16年に公認会計士・監査審査会委員、平成17年に財団法人日本証券経済研究所（現公益財団法人日本証券経済研究所）理事長、平成19年に日本投資者保護基金理事長、平成27年5月に公益財団法人日本関税協会理事長（現任）を歴任しており、金融全般及び金融商品取引業等の分野における豊富な知見と経験を有していることから社外取締役に選任いたしまし

			た。 また、取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員として指定いたしました。
徳岡　國見	○	―――	徳岡氏は昭和51年に株式会社日本興行銀行（現みずほ銀行）に入社したのち、平成11年に興銀証券株式会社（現みずほ証券）執行役員、平成20年に株式会社あおぞら銀行専務執行役員、平成21年に株式会社あおぞら銀行代表取締役副社長を務められるなど、長きにわたり金融機関に在籍し、経営にも携わっており、 同氏は金融・証券業等の分野における豊富な知見と経験を有しており、金融全般及び金融商品取引業等の分野における豊富な知見と経験を有していることから社外取締役に選任いたしました。 また、取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

指名報酬諮問委員会は独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと、取締役の選任・報酬に関する諮問を通じて、透明性・公正性の高い体制を構築することを目的として、設立いたしました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人の連携状況
会計監査人は、監査を効率的に実施する観点から、監査役及び社内関連部署等と連携しつつ、内部統制の状況等について把握するとともに、その有効性を評価し、監査役会へ報告しております。
監査役と会計監査人は、監査役監査方針・監査計画の概要と会計監査方針・監査計画を相互に説明し、各監査の実施状況及び結果について意見聴取・協議を定期的に実施しております。また、会計監査人の部店往査時には監査役の立会いを行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況
当社の内部監査および監査役監査の組織は、内部監査については、内部監査部14名が実施する体制となっており、監査役監査は監査役3名が実施しております。内部監査部は、「内部監査規程」に基づき、毎期初に策定する「年度内部監査計画書」に従って監査を実施し、監査結果報告会において監査対象部門と問題点の共有化を図ったうえで改善を指示し、改善状況の確認を行います。監査役は、取締役会・経営会議・部店長会議等へ出席し、取締役の職務執行をチェックいたします。また、監査結果報告会へ出席することにより、内部監査部との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本　聡	他の会社の出身者										△			
西本　恭彦	弁護士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本　聡	○	山本氏は当社の株主、取引先である三井住友信託銀行株式会社（旧三井信託銀行株式会社　以下、「SMTB」）および三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（旧中央三井アセットマネジメント株式会社　以下、「SMTAM」）の出身です。SMTBは当社株式を1,018,000株（議決権割合：2.36%）保有しています。 当社はSMTBおよびSMTAMから株式の売買取引を受注しており、その手数料額が当社営業収益に占める割合は0.06%です。また、当社はSMTAMの運用する投資信託を販売しておりますが、当社投資信託残高（MRF等を除く）に占める割合は1.84%となります。 当社はSMTBと株主名簿管理人委託契約の締結と確定拠出年金の運営管理委託契約を締結しておりますが、これらに伴う支払額が当社販売費および一般管理費に占める割合は0.2%となります。また、当社はSMTBより750百万円（当社の借入に占める割合：19.4%）を借り入れています。（取引実績は2016年3月期、残高は2016年3月末時点となります。）	山本氏は昭和53年に三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社　以下、「SMTB」）に入社し、平成22年6月に中央三井アセットマネジメント株式会社（現三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社　以下、「SMTAM」）取締役社長を務められるなど、長きにわたり金融機関に在籍し、経営にも携わっております。同氏は金融に関する高度の専門性及び経営者としての実績を有しており、その高い知見を当社の監査体制の強化に活かしていただくため社外監査役に選任いたしました。 山本氏の出身であるSMTB並びにSMTAMとの取引内容は左記のとおりであり、両社は金融商品取引法第163条第1項に定める主要株主にも該当しません。SMTBと締結する株主名簿管理人委託契約等は、一般的な上場会社が信託銀行等と締結する規模のものであり、また、当社が販売会社として取り扱っているSMTAMの投資信託は、当社の選定プロセスに則り、他商品と比較検討のうえ決定されたものです。したがって、同氏は取引所が定める一般株主との利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員として指定いたしました。
西本　恭彦	○	西本氏は新生綜合法律事務所の弁護士です。当社は現在、新生綜合法律事務所に所属している別の弁護士と顧問契約を締結しておりますが、一般的な上場会社が弁護士と締結する規模のものです。なお、西本氏と当社の間に役員報酬以外の金銭の授受等はありません。	西本氏は弁護士として長年にわたり活躍され、専門的知識と豊富な経験を有していることに加え、社外監査役として豊富な知見と経験を有していることから社外監査役に選任しました。 また、同氏は取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当

			していないことから、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

平成13年および平成19年に取締役に対しストックオプションを付与いたしましたが、消却および権利行使期間が満了したことにより、現在ストックオプションの残高はございません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書にて役員報酬の内容(含む、報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等)を開示しており、平成28年3月期における役員区分ごとの報酬等の総額は以下の通りです。
取締役(社外取締役を除く)の年間報酬総額 172百万円
監査役(社外監査役を除く)の年間報酬総額 12百万円
社外役員の年間報酬額 31百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(社外取締役を除く)および執行役員の報酬については、各役位に応じて定められる基本報酬(月次・定額)と、各事業年度の経常利益を指標とし業績に応じて定められる賞与(年次・業績連動)としています。各取締役の報酬については、株主総会でご承認いただいた年額報酬枠の範囲内で、上記の方針に基づき、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬諮問委員会の諮問を経て、取締役会の決議により決定します。また、執行役員の報酬は、取締役に準じて処遇します。
監査役の報酬は、その独立性に配慮しつつ職務と責任に見合った報酬水準とすることを基本方針とし、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役の職務を補助すべき専任の使用人の配置は行っておりませんが、必要に応じて、業務補助のためのスタッフを置くこととし、その人事についてはコンプライアンス本部、総務人事部と連携し、体制を整備いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会
取締役会は、法令、定款および社内規程に従い会社の業務執行についての重要事項を決定いたします。取締役会は8人の取締役で構成され、原則月1回開催しております。前事業年度における取締役会は、17回開催いたしました。また、取締役の経営責任を明確にし、経営体質の強化を図

るとともに、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築することを目的として、取締役会の構成員である取締役の任期を1年としております。

2. 監査役会
監査役は監査役会を構成し、取締役会をはじめ、その他重要な会議に出席し、意見を述べるとともに必要に応じ営業部店での臨店検査に立ち会っております。監査役会は3名の監査役で構成され、うち2名が会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。前事業年度における監査役会は、17回開催いたしました。

3. 執行役員制度
取締役会で意思決定した会社の方針に基づき、一部の取締役が業務執行を兼務するとともに、執行役員に業務執行を委任し、委任を受けた各部門の担当執行役員が業務執行を行っております。業務執行取締役および執行役員は定期的(月1回)に取締役会にて分掌事項の執行状況を報告し、取締役会から監視・監督を受けます。なお、執行役員の任期も取締役同様1年であります。

4. 経営会議
経営会議は、取締役(常勤)および常勤監査役で構成され、これに事務局が加わり毎週開催されます。
経営会議では、下記事項が定例的に報告され、リスク管理等に対する監視・監督を図っております。
イ 保有商品のリスク管理
ロ 毎週開催される部長会の報告
ハ 国内外の経済動向および株式市場の現状と今後の展望
ニ コンプライアンスに係る事項についての報告
ホ その他、必要事項

5. 指名報酬諮問委員会
指名報酬諮問委員会は、当社の取締役候補者の指名や取締役の報酬などの公正性および客観性を担保し、もって当社の適切な経営体制の構築に資することを目的とした取締役会の諮問機関(任意委員会)で、代表取締役社長と社外取締役2名の計3名で構成されております。

6. 内部監査および監査役監査、会計監査の状況
イ 内部監査および監査役監査の状況
当社の内部監査および監査役監査の組織は、内部監査は内部監査部14名が実施する体制、監査役監査は監査役3名(うち社外監査役2名)が実施する体制となっております。内部監査部は「内部監査規程」に基づき、毎期初に策定する「年度内部監査計画書」に従って監査を実施し、監査結果報告会において監査対象部門と問題点の共有化を図ったうえで改善を指示し、改善状況の確認を行います。監査役は、取締役会・経営会議・部店長会議等へ出席し、取締役の職務執行をチェックいたします。また、監査結果報告会へ出席することにより内部監査部との連携を図り、会計監査人の部店往査時には監査役の立会いを行うことにより会計監査人との連携を図っております。
ロ 会計監査の状況
前事業年度に当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、野島浩一郎氏、菅野雅子氏であり、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士10名、その他10名であります。会計監査人に対する報酬等の額は、監査証明業務に基づく報酬45百万円であります。

7. 各種委員会の概要
イ 営業本部・コンプライアンス本部合同会議
金融商品取引法をはじめとした法令・諸規則遵守の強化を図るため、定期的(原則月1回)に「営業本部・コンプライアンス本部合同会議」を開催し、法令違反の未然防止策の立案、社内の問題点の洗い出しと改善策の検討・具体化を図っております。
ロ リスク管理委員会
当社のリスク管理体制は、リスクの多様化・高度化とともに専門性が必要とされることから、「リスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在と種類を明確にしたうえで、それぞれのリスクごとに担当部署を定め管理する体制としております。情報セキュリティおよびBCPも含めた当社グループに関わる各種リスクの管理について、部門横断的に検討、協議、調整を行い、対応方針の策定、経営への答申等を行う常設委員会としており、原則毎月1回の委員会を開催いたしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は経営の監督機能として、一層の透明性、客観性を維持するため、社外取締役2名、社外監査役2名を独立役員に指定しております。社外役員の充実による客観的・中立監視を行うことで、経営の監視機能の面では業務執行、経営の監督が有効かつ効率的に機能すると認識しております。

1. 社外取締役および監査役の監視機能
(1)社外取締役および監査役は法令、財務・会計、企業統治等に関して専門的な知見を有しており、職歴、経験、知識等を生かして、適法性の監査に留まらず、外部者の立場から経営全般について大局的な観点で助言を行っております。
(2)常勤監査役(社内監査役1名、社外監査役1名)は、主要な支店等への内部監査に立ち会いを行うほか各部門の業務執行状況について聴取し、これらの場において金融業務に関わった知見に基づき、適宜発言を行うことで、経営監視の実効性を高めております。
(3)社外監査役(常勤1名、非常勤1名)は、社内監査役とともに代表取締役との定期的な意見交換会やコンプライアンス部門との意見交換に出席し、他社における監査役としての豊富な経験・知見や、弁護士としての専門的な見地から、適宜発言を行うことで、経営監視の実効性を高めております。

2. 経営監視機能の強化に係る具体的な体制および実行状況
各監査役は、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無などの監査に加え、各業務担当取締役および重要な使用人と適宜意見交換を行う等、経営監視の強化に努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の約3週間前に発送しております。 平成27年は6月5日に発送しております。 平成28年は6月6日に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使については実施しておりませんが、各議案の決議結果についてはEDINETにて開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けIRイベントへ積極的に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家向けに代表者の参加する個別のIRミーティングを開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	TDnetに提出した決算短信等の適時開示情報をはじめとして、株主通信、コーポレート・ガバナンス報告書、会社案内等のIR資料を当社のホームページに掲載しております。 グラフや図等を用いてわかりやすい情報開示、情報提供を心がけております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	企画部にてIR業務を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念として、経営理念、経営姿勢、行動指針を制定しております。「倫理規程」に基づき、全ての役職員が企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するため、「藍澤證券倫理綱領」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	営業部店において、地域に密着した社会的行事等のイベント等に参加しております。
その他	企業理念や藍澤證券倫理綱領、コンプライアンス目標などを掲載した「ビジョン・ルール・マナー」を全社員が必ず携行し、適宜確認しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況については以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を次の通り整備し、適法で効率的な企業体制の構築を図っております。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、「倫理規程」「藍澤證券倫理綱領」を定め、取締役、執行役員及び職員に対して、法令・定款の遵守を徹底することはもとより、公正で高い倫理観を有することを求め、広く社会から信頼される経営体制を確保することに努める。
(2)当社は、内部監査の独立性を高めるため、内部監査を専門に所管する「内部監査部」をコンプライアンス本部に設置する。
(3)当社は、コンプライアンス全体を統括するため、内部管理を担当する取締役1名を「内部管理統括責任者」として定めるとともに、各営業単位に「営業責任者」である部店長とは別にコンプライアンス本部に属する「内部管理責任者」を設置し、営業部門との間で内部牽制が働く仕組みとする。
(4)当社は、コンプライアンスに関する基本方針に基づき、毎年度、コンプライアンスに関する実践計画(コンプライアンス・プログラム)を策定し、その実施状況を取締役会に報告する。
(5)当社は「内部通報制度および自主申告制度に関する規程」に基づき、コンプライアンス上の問題が発生した場合の通報手段として「コンプライアンス・ホットライン」及び「証券ヘルプライン」を設け、その早期発見と適切な対応を行う。
(6)当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然たる態度で対応する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定記録や稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき適切に保存管理するとともに取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態に置く。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社は、想定される様々なリスクを洗い出し、その軽減を図るため「リスク管理委員会」を設置する。
(2)当社が行う事業によって生ずる可能性のある損失の危険については、金融商品取引法に従った「リスク管理規程」を作成し遵守するとともに、業務遂行にあたってのリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組む。
(3)証券会社の財務の健全性の指標となる「自己資本規制比率」については、営業日毎に算出し、全取締役、監査役並びに関係各部署に報告する。
(4)原則として毎週開催される経営会議において、経営環境等の報告と併せ、事業及び財務関連のリスクに関する報告を行う。
(5)その他、情報漏洩等のリスク管理及び有事におけるリスクに関するBCP(ビジネスコンティニュイティプラン)については「リスク管理委員会」にて対応し、緊急時対応計画を検討する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社は、中期経営計画を毎期ローリング方式で見直し、同計画に従って取締役は、毎期の予算を作成し業績目標の明確化を図る。
(2)当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規程のほか、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社は、当社及びその子会社(併せて「当社グループ」と総称する。)を対象とする「関係会社管理規程」を定め、管理の所在等の明確化を図ることにより、当社グループとしての業務の適正性を確保するよう努める。
(2)当社は、当社グループに係る戦略の立案、子会社に係る指導及びモニタリングその他の経営管理、財務運営及び連結決算に係る管理、財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに有効性評価に係る管理、業務運営に係る管理等を統括する。
(3)当社は、当社が定める「倫理規程」「藍澤證券倫理綱領」及びコンプライアンスに関する諸規程を当社グループに対しても適用し、当社グループの役職員に対して、法令・定款の遵守を徹底することはもとより公正で高い倫理観を有することを求め、広く社会から信頼される経営体制を確保することに努める。
(4)当社は、当社が定めるリスク管理に関する諸規程に基づき当社グループにおいて対象となるリスク及び管理の所在等を明確にすることにより、リスク管理の実効性を確保するよう努める。
(5)当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、子会社に関する重要事項については、原則として事前に報告することを義務付ける。
(6)当社は、主要な子会社に取締役、監査役を派遣し、取締役は当該子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は当該子会社の業務執行状況を監査する。
(7)当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制管理規程」を定め、財務報告に係る内部統制及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助する使用人を指名することができる。
(2)当該使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従うこととし、取締役の指揮命令を受けないものとする。
(3)当該使用人の任命及び異動は監査役の同意を必要とし、またその評価については監査役の意見を十分尊重する。

7. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

8. 当社の監査役への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制その他当社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1)当社の取締役は、監査役の出席する取締役会、経営会議等の重要な会議において随時その担当する業務の施行状況の報告を行なう。また、監査役は定期的に代表取締役、内部監査部門および会計監査人との協議の場を持つ。
(2)当社グループの役職員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び違法・不正行為があることを発見したときは、直ちに当社の監査役または監査役会に報告を行なう。
(3)当社は、当社グループの監査役または監査役会へ報告を行なった当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係遮断のための基本方針を、以下の通り定めております。
(1) 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針
当社は、金融商品取引業者としての公共性に鑑み、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に向けて、以下に掲げる基本方針を定め、業務の適切性及び健全性の確保に努めます。
イ 組織としての対応
反社会的勢力への対応については、倫理綱領・社内規程等に基づき、組織全体として対応するとともに、かかる不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。
ロ 取引を含めた一切の関係の遮断
反社会的勢力に対しては、接触や関係を持つことは絶対に行いません。また、反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶します。
ハ 外部専門機関との連携
反社会的勢力を排除するため、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士および日本証券業協会等の外部専門機関と緊密に連携します。
ニ 有事における民事と刑事の法的対応
反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
ホ 裏取引や資金提供の禁止
反社会的勢力に対して不祥事件等を隠蔽するような裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力に対する資金提供は一切行いません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、当社の適切な業務の遂行の確保並びに反社会的勢力の金融商品取引および金融商品市場からの排除を図り、もって資本市場の健全な発展および投資者の保護に資することを目的として、反社会的勢力との関係の遮断に関し、「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」等を定めております。また、以前より実施しておりました行動基準を定めた小冊子である「ビジョン・ルール・マナー」の全社員配布に加え、「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」を平成22年7月1日よりホームページおよび店頭にて掲示し、周知徹底を図っております。
・ 対応統括部署
内部管理統括責任者を反社会的勢力対応の委員長とし、顧客に対してはコンプライアンス本部が、その他に対しては管理本部が担当します。
・ 外部の専門機関との連携状況
反社会的勢力との間で紛争が生じた場合には、顧問弁護士又は証券保安センター、都道府県警察、暴力追放運動推進センター、その他の関係機関に速やかに連絡又は相談するなどにより、反社会的勢力による行為の被害の発生を防止いたします。
・ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
外部機関との照会の結果等、証券警察連絡協議会等の外部会合にて得た反社会的勢力の情報、営業店等から得た反社会的勢力の情報(風評等)、自社で受けた暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為の情報等について、データベースに入力し管理いたします。また、データベースは情報漏洩を防ぐため、アクセス者を限定するなど、機密性を十分に確保いたします。
・ 対応マニュアルの整備状況
当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、新規顧客および既存顧客について、当該顧客が反社会的勢力に該当するか否かを審査いたします。
・ 研修活動の実施状況
担当部署を総務人事部とし、役職員に対し、反社会的勢力への対応要領および反社会的勢力に関する情報の管理等について、社内研修を実施するなど、役職員の啓蒙に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、会社情報の適時適切な開示の重要性を認識し、その業務遂行のための組織体制(「適時開示に係る社内体制」は別紙参照)を整備し、適時適切な会社情報の開示に努めております。

1. 会社情報の適時開示に係る組織体制
会社情報の適時開示については、開示担当部署である企画部が情報開示担当役員と連携し、会社情報を把握・管理し、適時適切な開示を行う体制となっております。

2. 会社情報の把握および管理
(1)決定事実に関する重要な会社情報については、取締役会での承認や経営会議での決定がなされた後、遅滞なく情報開示を行うことに努めております。
(2)決算に関する情報については、主管部署である経理部が決算短信および財務諸表等の数字情報を、企画部が定性的情報を取りまとめ、監査法人のチェックを受け、取締役会へ報告後、可能な限り迅速に開示することに努めております。
(3)発生事実については、関連役職員がすみやかに協議し、その必要性を判断のうえ正確で迅速な開示を行うよう努めております。

3. 会社情報の公表
会社情報の開示については、適時開示手続きを東京証券取引所に対し適切に行うとともに、当社ホームページにおいても開示情報を掲載し広く周知することに努めております。

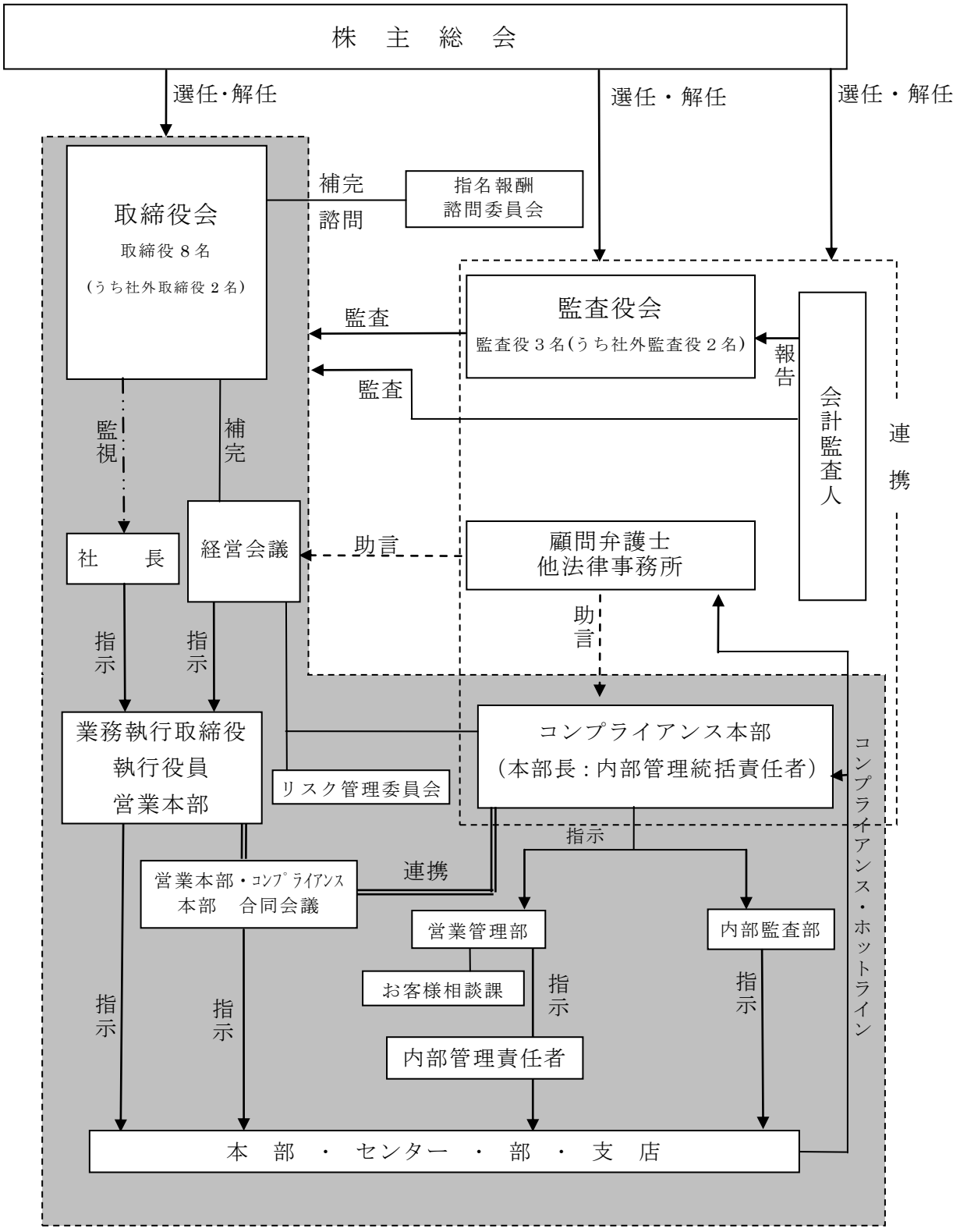
株　主　総　会
選任･解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
取締役８名
（うち社外取締役２名）
補完
諮問
指名報酬
諮問委員会
監査役会
監査役３名(うち社外監査役２名)
監査
監査
報告
会計監査人
連携
監視
補完
社　　長
経営会議
助言
顧問弁護士
他法律事務所
助言
指示
指示
業務執行取締役
執行役員
営業本部
リスク管理委員会
コンプライアンス本部
（本部長：内部管理統括責任者）
コンプライアンス・ホットライン
指示
営業本部・ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ
本部　合同会議
連携
営業管理部
内部監査部
お客様相談課
指示
指示
指示
指示
内部管理責任者
本　部　・　センター　・　部　・　支　店

＜適時開示に係る社内体制＞

